

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農業経営課

法令名		農業委員会等に関する法律施行規則				法令番号		昭和 26 年農林水産省令第 23 号						
手続名		事業計画等の認可の申請等				根拠条項		第 19 条						
審査基準		1 機構は、法第 45 条第 1 項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、その指定をした農林水産大臣等に提出しなければならない。												
		2 機構は、法第 45 条第 1 項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書をその指定した農林水産大臣等に提出しなければならない。												
受付機関	農業経営課		処理機関	農業経営課		交付機関	農業経営課		標準処理期間		2 週間		目次	
									標準經由期間		— 日			